

薬生発 0331 第 5 号  
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行について」  
の一部改正について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行について（平成 15 年 7 月 24 日付け薬食発第 0724008 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）」によるところであるが、今般、下記のとおり局長通知の一部を改正しましたので、貴職におかれても十分御了知の上、貴管内市町村、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の内容

局長通知の第 3 の 3 中「厚生労働大臣の指示書（平成 15 年 7 月 18 日付け厚生労働省発薬食第 0718091 号）」を「厚生労働大臣の指示書（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省発薬生 0331 第 10 号）」に、「平成 15 年 7 月 18 日付け薬食発第 0718011 号医薬食品局長通知」を「平成 29 年 3 月 31 日付け薬生発 0331 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知」に改める。